



三芳町立藤久保小学校
いじめ防止基本方針



令和6年5月
三芳町立藤久保小学校

目次

はじめに.....	1
第1 藤久保小学校基本方針の策定.....	1
第2 いじめの防止等のための対策に関する事項.....	2
1 いじめの防止等のために本校が実施する施策.....	2
（1）本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置.....	3
（2）本校におけるいじめの防止等に関する措置.....	4
（3）本校におけるいじめ防止に係る年間活動計画.....	14
2 重大事態への対処.....	15
（1）三芳町教育委員会又は本校による調査.....	15
（2）重大事態への対処の流れ.....	19
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項.....	20
第4 児童・生徒の生命と心を守る緊急対応.....	21
1 児童生徒の生命と心を守る取組.....	22
2 自殺のサインと対応～気がかりな～児童生徒を見つけ対応する～.....	25
3 児童生徒の生命と心を守る校内体制.....	33
4 危機対応のための校内体制～自殺の危険が高まった場合、及び自殺未遂への対応～.....	36
5 校外における連携.....	37

はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。いじめを防止するためには、「いじめを絶対に許さない」という強い信念と、いじめは、いつでもどこにおいても起こりうるということ、どの子供もいじめの被害者にも加害者にもなりうるという認識のもと、町、学校、保護者、町民等が連携してきずなを深め、社会総がかりで取り組み、いじめられた子供がいた場合には、最後まで守り抜き、いじめをしている子供にはその行為を許さず、毅然として指導していくことが必要である。本校においても、豊かな教育活動を実践するにあたり、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、組織的、計画的かつ迅速に行うよう努めている。

三芳町立藤久保小学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「藤久保小学校基本方針」という。）は、これらの対策をさらに実効的なものとし、児童の尊厳を保持する目的の下、町・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

第1 藤久保小学校基本方針の策定

本校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針又は県の基本方針を参酌し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定められた「三芳町いじめのないまちづくり条例」及び「三芳町いじめ防止等のための基本方針」をもとに、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

藤久保小学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

さらに、取組の実効性を高めるため、藤久保小学校基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているか学校評価の評価項目に位置づけ点検し、PDCAサイクルの下、必要に応じて見直し・改善を図っていく。

1 いじめの定義（条例第2条）

いじめとは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめの態様】（国の基本方針より）

- ・冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことを書き込みされる など

2 いじめ防止等の対策に関する基本理念（条例第3条）

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、および他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめを絶対に許さないという強い信念の下、主体的にいじめの問題を解決する実践力を身に付けた児童の育成を目指して行わなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、町、学校、町民、保護者及びその他関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

【いじめの理解】

- ・いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ・いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
- ・いじめは、子供が被害者にも加害者にもなり得る場合がある。
- ・いじめは、見ようとしなければ見えない行為である。
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという考え方では解決できない。
- ・いじめは、加害者、被害者の二者の関係だけでなく、観衆、傍観者の存在など集団全体にかかわる問題である。
- ・いじめは、学校、家庭、地域が一体となって取り組むべき問題である。
- ・いじめは、いじめに関わった全ての人の将来にわたって影響をもたらすものである。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

本校は、学校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「藤久保小学校いじめ問題対策委員会」（以下「問題対策委員会」という。）を設置する。

① 構成員

本校の生徒指導委員会を母体とし、管理職、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充て、個々の事案により学級担任が参加可能とするなど柔軟な組織とする。また、必要に応じて、三芳町教育委員会に指導主事の参加を要請、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等の参加を依頼する。（組織の構成を適宜工夫・改善できるような柔軟な組織とすることが有効である）

② 役割

【未然防止】

ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童へのアンケート調査や聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

オ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

カ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

キ 学校基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

ク 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）

また、学校いじめ対策組織は、児童及び保護者に対して、自らの存在及び活動が

容易に認識される取り組みを実施する必要がある。また、いじめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童から認識されるようにしていく必要がある。

③ 開催

- ・月1回開催する。なお、いじめ事案が発生した時は、緊急に開催する。

(2) いじめの防止等に関する措置

本校は、三芳町教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

① いじめの未然防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む。いじめに向かわせない未然防止の取組として、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、発達段階に応じて、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。
- ・いじめが刑事罰の対象となりうること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生しうること。

等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

その他、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲児童に対する必要な指導を組織的に行う。

また、未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

ア 学級経営、学習指導の充実

【教師の言動・姿勢】

「いじめ予防」として最も大切なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る必要がある。また、いじめられている児童の立場で指導・支援を行うためには、

- (ア) 子供の悩みを親身になって受け止め、子供の出すサインをあらゆる機会を捉えて逃さない。
- (イ) 自分の学級や学校に深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持って当たる。
- (ウ) いじめられている児童を守り通すことを最優先に指導・支援する。
- (エ) 教師は、日常の教育活動を通して常に子供との信頼関係の醸成に努める。

- ・ 夏季休業中の校内研修においてソーシャルスキルトレーニング・グループエンカウンター・道徳の研修会を実施する。
- ・ 年度当初・年度末に、児童理解のための研修会を実施する。

【学級づくり】

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するためには、学級づくりがとても重要であることから、

- (ア) 児童が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。
 - ・ 児童の気持ちを共感的に受け止める
「先生は自分の気持ちを分かってくれている」
 - ・ 居場所をつくる 「一人一人のよさを生かす係活動や班活動」
 - ・ 見守る 「いつもどこかで先生は見守っている」
 - ・ 基準を示す
「…してはならない」だけでなく、「こんな時にはこうするといいよ」
- (イ) いじめを許さない気運を醸成する。
- (ウ) 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
 - ・ わかる楽しさを与える
「わかった」と思えた時「もっとわかりたい」というエネルギーがわいていく
 - ・ 自分のよさや自分との違いのよさを認める
「これまで気づけなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた」
 - ・ 児童が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者との調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

※本校の人間関係育成プログラムに即した授業（ソーシャルスキルトレーニング及びグループエンカウンターを各学級で実施する。

- ・いじめに対する「行動宣言」を行い、クラスや学校単位で「いじめを考える授業」や「いじめが起きにくいクラスづくり」などに活用し、一人一人がいじめに対して自分にできることを考えさせる。

※11月「いじめ撲滅強調月間」の取組などのポイントを押さえた学級づくりに学校を上げて取り組む。

【学習指導】

「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立てとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

また、道徳教育や人権教育の充実、読書活動や体験的活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者との円滑にコミュニケーションを図る能力を育む。

イ いじめ防止等に向けた研修の実施

全職員が、共通理解・共通行動のもと、組織的にいじめの防止等に取り組む体制を構築することができるよう、「児童間のトラブルに係る事例」を含めた生徒指導に関する教員用資料を活用し、資質の向上及び指導体制の充実を図る実践的な研修を実施する。

ウ 保護者同士のネットワークづくり

- ・PTAによる朝のあいさつ運動を行う。
- ・保護者会（懇談会）でグループエンカウンターを実施したり、保護者同士の交流の場を設定したりする。
- ・「親の学習」の推進を通して、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

エ 関係機関との連携体制の構築

学校では、「いじめ問題対策委員会」を中心に、町内外の学校、教育委員会（教育相談室）、役場関係課、警察、児童相談所、医療機関、法務局等との適切な連携体制を構築する。

オ インターネットによるいじめの防止

- (ア) 教育活動全体を通して、家庭、地域との連携を図りながら、情報モラル等の育成を図る指導を意図的、継続的に実施する。
- (イ) 情報手段の適切かつ主体的、積極的な活用を図る講習会を実施し、保護者の参加も募る。
- (ウ) 情報モラル教育に関する教職員研修の実施や指導資料の開発、保護者への

啓発資料の作成・配布に努める。

- (エ) P T Aと連携し、携帯電話やスマートフォン等の使用についてのルール作りを行い、その啓発に努める。

② いじめの早期発見

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知することが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない場所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。このため、日頃から児童の変化や危険信号を見逃さないアンテナを高く保つ。児童がいじめを訴えやすい体制を整える。

児童自らがS O Sを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとって多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。また、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させることも重要である。

ア 実態把握

(ア) 日常観察

(イ) 児童、保護者に対する定期的ないじめに関する調査の実施

- ・「なかよしアンケート」(学校生活に関するアンケート) 「学校生活についてのアンケート【保護者用】」(保護者対象いじめアンケート調査) 職員向け学校評価、保護者向け学校評価の実施

(ウ) 個人面談、家庭訪問、教育相談の実施

(エ) 保護者、地域住民からの情報収集

イ 相談体制の充実

(ア) 校内体制の確立

(イ) 教職員の情報の共有化

(ウ) 学校間、教育委員会(教育相談室)、役場関係課、関係機関との連携

(エ) 学警連、非行防止ネットワーク会議等における情報交換

(オ) 国、県、町のいじめ相談窓口のガイダンス

(カ) 校内教育相談日の活用

ウ 組織的対応

(ア) いじめ問題対策委員会による取組

③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることがないように速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

ア いじめの発見・通報・相談を受けたときの対応

- (ア) いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場で直ちにその行為をやめさせる。
- (イ) いじめについての相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- (ウ) 発見・通報・相談を受けた教職員は、いじめ問題対策委員会へ速やかに報告し、いじめに関する情報を共有する。
- (エ) 関係児童から事情を聞き取り、いじめの事実の有無を確認する。
- (オ) 校長は、教育委員会、被害・加害児童の保護者に事実確認の結果を連絡する。
- (カ) 重大事態発生の場合は、ためらうことなく、警察等と連携して対処する。

イ いじめられた児童及びその保護者への支援（「I's2019」参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉かけをし、本人との信頼関係を築く。

いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ問題対策委員会へ情報共有することは必要となる。

- (ア) いじめられた児童から事実関係の聞き取りを行い、保護者に連絡する。
- (イ) 複数教員の配置や見守り活動を行うなどして、いじめられた児童の安全を確保する。

ウ いじめをした児童への指導（「I's2019」参照）

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

- (ア) いじめをしたとされる児童から事実関係の聞き取りを行う。いじめが確認された場合、複数の教職員等で組織的に対応し、いじめをやめさせ、その再発

を防止する対策をとる。

- (イ) 保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- (ウ) いじめをした児童に「いじめは人格を傷つけ、生命、身体、財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させるようにする。
- (エ) 状況に応じて、いじめをした児童を別室で指導する。
- (オ) いじめをした児童が抱える状況や背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の形成に配慮するようにする。
- (カ) 個々の状況に応じた指導や警察との連携による対応も含め、毅然とした対応に努める。

エ 周りではやし立てる児童への指導

- (ア) はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。
- (イ) 被害者の気持ちになって考えさせ、はやし立てる行動はいじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

オ 見て見ぬふりをする児童への指導

- (ア) いじめは他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。
- (イ) 傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

カ 学級集団全体への指導

- (ア) 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- (イ) 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- (ウ) 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- (エ) いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- (オ) 道徳教育の充実を図る。
- (カ) 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- (キ) 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

キ ネット上のいじめへの対応

- (ア) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、すぐに削除する措置をとる。
- (イ) 必要に応じ、警察や法務局等の適切な連携を図る。

ク 他校の児童が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の児童が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。

ケ いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安に関わらず、町またはいじめ問題対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

(イ) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

コ 三芳町教育委員会への報告

法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を三芳町教育委員会へ速やかに報告する。

2 保護者の役割

(1) 規範意識の醸成

子供がいじめを行うことのないよう、家庭で話し合い、子供にいじめは許されない行為であることを十分に理解させるとともに、規範意識を養う指導に努める。

(2) いじめからの保護

日頃から子供の変化に目を配り、子供が被害を受けた時には、適切に保護する。

(3) 町や藤久保小学校等が行ういじめ防止等の取組への協力

学校と家庭の連絡、相談を密にし、町や学校などが行う、いじめ防止等の取組に協力する。

3 児童等の役割

(1) いじめの禁止

いじめは絶対行わないことはもちろんのこと、いじめを発見したら、勇気をもってそのことを周りの大人に知らせるとともに、止めるよう努める。

(2) 望ましい人間関係の構築

自分自身や友達を大切にするとともに、互いの違いを認め、思いやり及び支え合える人間関係づくりに努める。

4 町民等の役割

(1) 社会全体での見守り

地域において児童等に対する見守り、声かけ等を行うとともに、児童等が心身ともに健全に安心して過ごすことができる環境づくりに努める。

(2) いじめの通報

いじめを発見し、またはいじめの疑いがあると認めた場合には、町及び藤久保小学校に相談、通報または情報提供をするなど、学校が行ういじめ防止等の取組に協力するよう努める。

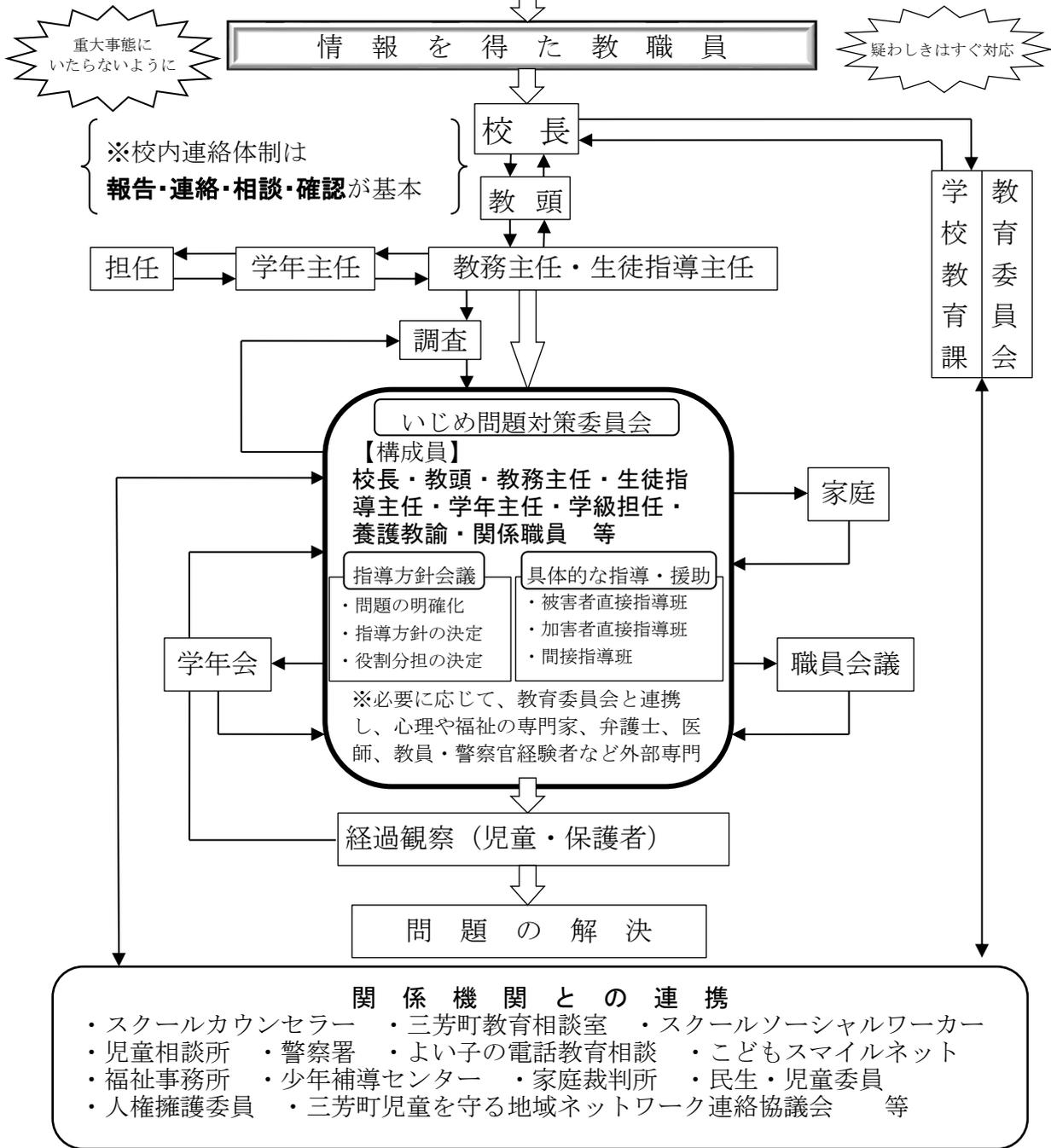
藤久保小学校いじめ対応マニュアル(全体図)

『いじめ』とは「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」である。

<いじめの基本認識>

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- ・いじめ問題は学校のあり方が問われる問題である。
- ・関係者が一体となって取り組む必要がある。
- ・いじめ問題は家庭との連携・協力が不可欠な問題である。
- ・犯罪行為(暴力や恐喝など)は警察に通報する。

学校・家庭・地域社会からの児童の気になる情報



未然防止

いじめの見極めと状況別対応

- 1 全教職員が危機意識を持ち、気になることをすぐに伝えあう雰囲気づくり
- 2 いじめ問題対策委員会や事例検討会議等の活性化
- 3 「いじめは、絶対に許さない。いじめられている児童を守り抜く。」ことを宣言
- 4 いじめの理解と抑止に結び付く調査の実施
- 5 道徳や人権の学習をとおした心の教育の推進
- 6 社会性を育成するプログラムの実践

早期発見

いじめの情報・訴え等

早期対応

1 即時にチームで対応

《事実確認・情報収集》

- ・いじめられた側の児童から
- ・保護者から
- ・教職員から
- ・いじめた側の児童から
- ・その他（友達など）

2 解決に向けた適切且つ誠実な対応

- 1 いじめの事実がない場合
 - (1) 一人で判断せず、情報を集めチームで対応
 - (2) いじめを訴える児童の話をも否定せず教育相談を継続
 - (3) 継続的な行動観察と援助
- 2 いじめの事実があった場合
 - (1) いじめられる児童の安全確保と継続的な援助
 - (2) いじめる児童への指導と援助
 - (3) 恐喝・暴力行為等は警察と連携
- 3 いじめている児童がいじめではないと言う場合
 - (1) いじめという言葉を使わずに、どのような行為をしたのかを確認する
 - (2) その行為が相手にとってつらいものであることを納得させ、その行為をやめさせる
- 4 いじめられている児童がいじめではないと言う場合
 - (1) いじめという言葉を使わずに、どのような行為をされたのかを確認する
 - (2) つらい気持ちを受け止め、継続的な行動観察と援助を行う

3 トラブルから学ぶ

解決の難しいケースは教育委員会、関係機関と連携

◎ いじめかトラブルかの判断・対応は、一人でするのでなく、チームで行う。

(3) 本校におけるいじめ防止に係る令和6年度年間活動計画

月	主 な 取 組 内 容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「令和6年度学校基本方針」策定、各学年においていじめ防止基本方針における取組確認 ・HPや学校だより等で児童、保護者、関係機関等に説明 ・<u>第1回児童対象なかよしアンケート調査</u>
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>第2回児童対象なかよしアンケート実施</u>
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>第3回児童対象なかよしアンケート実施</u>
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」1学期評価・改善検討 ・職員向け前期学校評価の実施 ・個人面談による保護者からの聞き取り実施
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの防止及び早期発見・早期解決に係る校内研修会の実施 ・ソーシャルスキル・グループエンカウンター、道徳に係る校内研修の実施
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>第4回児童対象なかよしアンケート実施</u>
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>第5回児童対象なかよしアンケート実施</u>
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>第6回児童対象なかよしアンケート実施</u>
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>第7回児童対象なかよしアンケート実施</u> ・「学校いじめ防止基本方針」2学期評価・改善検討 ・携帯電話教室の実施 ・保護者向け学校評価の実施 ・職員向け後期学校評価の実施
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>第8回児童対象なかよしアンケート実施</u> いじめ根絶こどもサミット
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解のための研修会の実施 ・<u>第9回児童対象なかよしアンケート実施</u>
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>第10回児童対象なかよしアンケート実施</u> ・「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び公表 ・今年度の成果と課題の検討及び新年度の取組の検討
年間	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の授業の充実（学期一回、生命尊重についての学習） ・学校研究として教育相談をテーマに教職員の研修を実施 ・毎月第3金曜日に「たてわりタイム」を実施 ・毎月第4木曜日に教育相談日を設ける。

2 重大事態への対処

(1) 三芳町教育委員会又は本校による調査

① 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の意味について

(ア) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

(イ) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

(ウ) その他の場合

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は三芳町教育委員会へ、事態発生について報告する。

ウ 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに三芳町教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと三芳町教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、三芳町教育委員会のいじめ防止対策推進委員会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、三芳町教育委員会との連携を図りながら実施する。

エ 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、問題対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三

者)の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、三芳町教育委員会のいじめ防止対策推進委員会の委員等の協力について相談する。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処と同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、三芳町教育委員会のいじめ防止対策推進委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(ア) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から可能な限り聴き取った上で、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である。例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。

いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

(イ) いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

カ 自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再

発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「生徒（児童）の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- (ア) 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともにできる限りの配慮と説明を行う。
- (イ) 在校児童及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- (ウ) 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- (エ) 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- (オ) 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- (カ) 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析・評価を行う。
- (キ) 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析・評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- (ク) 本校が調査を行う場合においては、三芳町教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- (ケ) 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言

を参考にする。

また、生徒指導ハンドブック「I's2019」の「第2章 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

キ その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷付き、本校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

② 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

本校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、本校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、本校が調査を行う際、三芳町教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

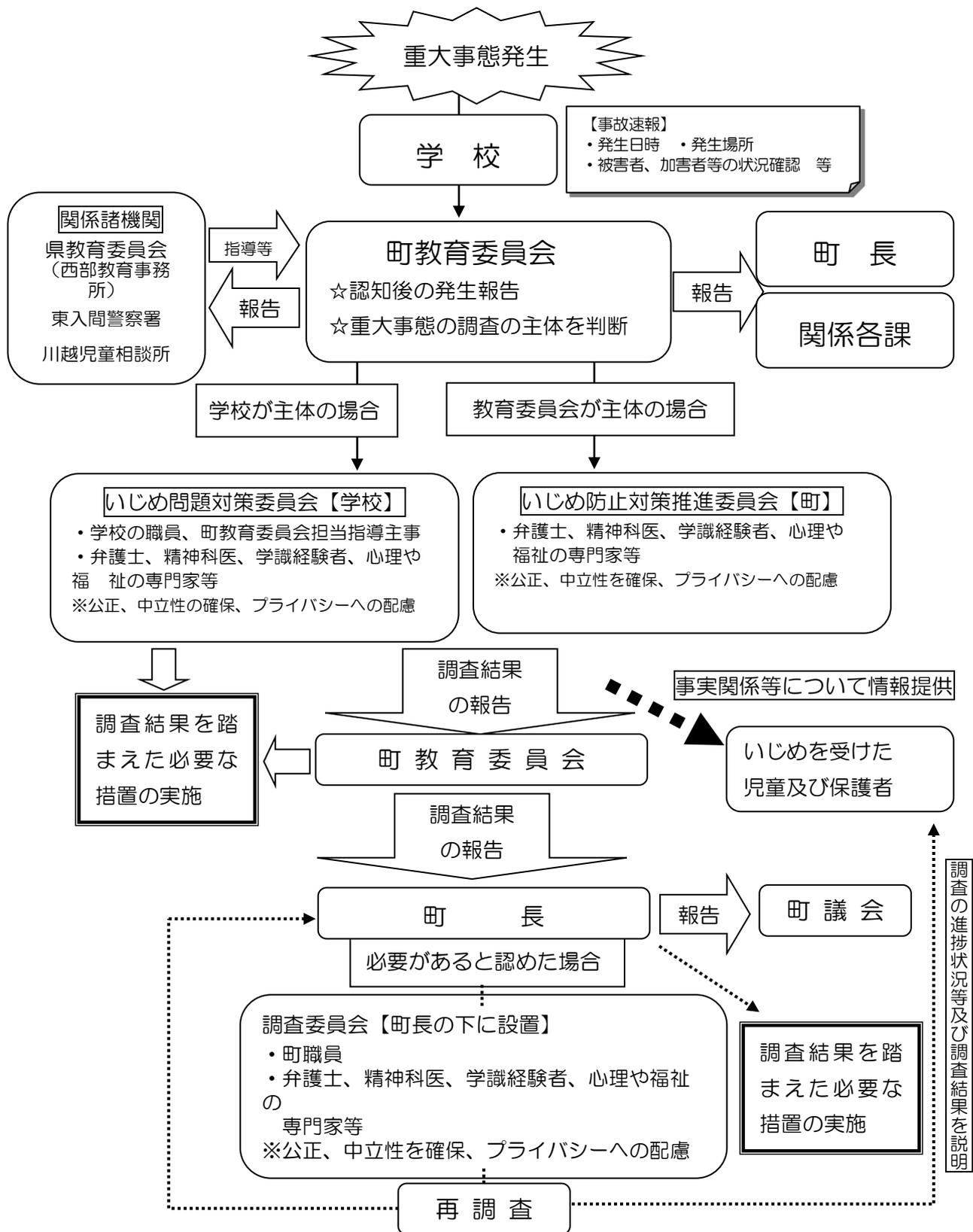
イ 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会に報告する。

上記アの説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて教育委員会に送付する。

(2) 重大事態への対処の流れ

重大事態への対処の流れ



第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、いじめ問題対策委員会において、毎年度、藤久保小学校基本方針にある各施策の効果を検証し、藤久保小学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

第4 児童生徒の生命と心を守る緊急対応

1 児童生徒の生命と心を守る取組	
（1）生命を大切にす教育	22
（2）児童生徒の生命と心を守る教育	22
（3）教員の人間性の向上	24
（4）「心の居場所」となる学校づくり	24
2 自殺のサインと対応	
（1）自殺に追いつめられる児童生徒の心理	25
（2）自殺の危険因子	25
（3）自殺直前のサイン	27
（4）対応の原則	28
（5）対応の留意点	29
3 児童生徒の生命と心を守る校内体制	
（1）児童生徒のSOSに気づく校内体制	33
（2）児童生徒の生命と心を守る教育相談体制	33
4 危機対応のための校内体制	
（1）校内における「危機対応委員会」	36
（2）危機対応の流れ	36
5 校外における連携	
（1）学 校	38
（2）家 庭	38
（3）福祉・医療・警察等の関係機関	39
（4）地域の人々	39
6 資 料	
（1）対応チェックシート	40
（2）ケース会議シート	42

1 児童生徒の生命と心を守る取組

(1) 生命を大切にする教育 ～全ての児童生徒を対象として～

あらゆる教育の根幹には、生命を大切にする教育があると言えます。学校の全教職員が、全ての児童生徒を対象に教育活動のあらゆる機会を捉えて、自分自身と他者の生命の大切さを実感させる教育を行わなければなりません。

教育活動においては、道徳科の重点項目としての「生命の尊さ」の学習や教科学習・総合的な学習の時間・特別活動などの教育活動全体を通じた道徳教育との関連を図りながら「生命を大切にする教育」を推進します。また、青少年赤十字の取組や福祉教育の体験活動を通じて、人と助け合い、支え合い、ともに生きていこうとする共生社会への態度を育てます。医師・助産師による講演会や獣医師による出前授業等を活用し、生命の大切さや人生のかけがえのなさを実感する機会とします。

このような「生命を大切にする教育」の学習を土台として、心の健康に関する教育やSOSの出し方に関する教育等の「児童生徒の生命と心を守る教育」を実施します。

児童生徒を指導する教員の姿勢として、学年・学級経営では、学年担当の教員や学級担任が美点凝視の視点で児童生徒のよいところや成長したことを認め、言葉で伝え、伸ばす指導を積み重ねることが大切です。一人一人の児童生徒を尊重する姿勢により、教員自身が児童生徒にとって信頼できる人となり、児童生徒には「自分はかけがえのない大切な存在」という思いを感じさせ、自ら生命を大切にしようとする態度を育てます。

(2) 児童生徒の生命と心を守る教育

～心の健康に関する教育とSOSの出し方に関する教育の推進～

1) 様々なストレスに対する自分の対処法を考える

学校や家庭において、学業や行事、友だちや親子等の対人関係、進学、部活動、災害や事故等、児童生徒にとってあらゆる場面でストレス因があり、そのストレス因そのものをなくすことは困難です。しかし、児童生徒の心の危機に学校や家庭におけるストレスの影響は大きいことから、児童生徒のことをよく知っている担任が発達段階を踏まえ学級活動で心の健康に関して指導することが必要です。指導の際には、保健指導の「心の健康」と関連させながら、児童生徒自身が自分にはどのようなストレスがあり、自分に合った対処法は何かについて、意見交流の中から自分の考えを深めさせる学習を実施します。

2) 悩んだときには相談する

解決が難しいと思われる問題が起こった時、自分の力で乗り越えようとすることは大切ですが、人に相談できることも生きていくうえで必要な能力であり、相談することは恥ずかしいことではないということを普段から教えておくことが必要です。

そこで、各学年の発達段階を踏まえ、学級活動で悩みやSOSの出し方を学習します。

人と助け合い、支え合い、協働することの意義や大切さを教員自身が自覚し、児童生徒に伝えていくことは、児童生徒の生命や心を守る観点からも、教員自身のメンタルヘルスの観点からも重要なことです。

3) 友だちに「死にたい」と打ち明けられたら、信頼できる大人につなぐ

ある中学校の調査では、友だちから「死にたい」と打ち明けられたことのある生徒は2割もいます。しかし、話を聴くといった関わりをした生徒は16%、大人に相談した生徒は3%にしかすぎないという結果が報告されています。

児童生徒の場合、相手に同調することで共に自殺の危険が増してしまう場合も考えられることから、友だちから「死にたい」と打ち明けられたら、その友だちの気持ちを大事にしながら話を聴いて、信頼できる大人につなぐことが大切であるという点を強調して指導する必要があります。

4) 児童生徒の生命と心を守るための関係機関を活用する

児童生徒が保護者や教職員など身近な人になかなか相談できないことがあるかもしれません。そのような時には、児童生徒の生命や心を守るための相談機関や医療機関について普段から知っておくことが必要です。日頃から解決のための選択肢を増やしておくことは、死を考えるほどの心の危機から命を救うことにつながります。平常時に、児童生徒や保護者に相談窓口を周知し、児童生徒自身がそれらを身近な存在として知り、活用しようとする態度を育てることが大切です。

(3) 教員の人間性の向上

教員は児童生徒にとって身近な大人のモデルです。児童生徒を～君、～さんで名前を呼んだり、「ありがとう」「助かるよ」等ひと声掛けたりする教員の何気ない言動から児童生徒一人一人を尊重し、大切にしていることを日常的に伝えることができます。

また、長所もあれば短所もある生身の人間として、教員が児童生徒に自分の言葉で考えや思いを伝えることが大切です。

例えば、道徳科で「生命の尊さ」について考えさせ、自分や友達のことを交流させ、自分の生き方への考えを深めさせるとともに、「失敗しても解決への方法は見つかること」「困難なことがあった時には人に支えてもらい乗り越えることができたこと」「夢や目標をもって生きる喜び」等、教員の体験談、思いや願いについて授業の終末で話をする場合があります。このような学習は、人間理解を深め、視野を広げ、ものの見方や考え方を育てることにつながります。

また、「なぜ人は生きていかなければならないの」「なぜ死んではいけないの」と児童生徒に問われたときは、真摯にその問いを受けとめ、自分で考えた言葉で伝えることが大切です。そのためには、教員自身が死や人生に対する自らの価値観を確認し、自らの考えを深めることが必要です。

(4) 「心の居場所」となる学校づくり

問題を一人の教員が抱え込むのではなく、できるだけ多くの教員が組織的に関わることで、柔軟な児童生徒理解や丁寧で多面的な対応も可能となります。

日常ちょっと愚痴をこぼしたり、困っていることを気軽に相談し合えたりする職場の人間関係を築くことができれば、職員室は教員にとっての「心の居場所」となります。そういう教員の職場環境が学校の風土をつくり、児童生徒も「苦しいときもあれば楽しいときもある」「相談することは恥ずかしいことではない」「助け合うことで何とか解決できる」ということを実感します。教員や児童生徒にとって「心の居場所」となるような学校づくりを目指していくことが児童生徒の生命や心を守ることににつながります。

2 自殺のサインと対応～気がかりな児童生徒を見つけ対応する～

(1) 自殺に追いつめられる児童生徒の心理

自殺に追い詰められる過程では、次のような心の状態を経験し、徐々に危険な心理状態に陥っていくことがあります。

ひどい孤立感

「誰も自分のことを助けてくれるはずがない」「居場所がない」「皆に迷惑をかけるだけだ」等のような心理状態に陥り、頑なに自分の殻に閉じこもってしまう。

苦しみが永遠に続くという思いこみ

自分の苦しみはどんなに努力しても解決せず、永遠に続くという絶望的な感情に陥る。

心理的視野狭窄

自殺以外の解決方法が全く思い浮かばなくなる心理状態になる。

無価値感

「私なんかいない方がいい」「生きていても仕方がない」など生きている意味が何もないという感覚にとらわれてしまう。

(2) 自殺の危険因子 ～自殺の危険が迫っている児童生徒の特徴～

児童生徒が自殺に追いつめられる前に、児童生徒の周りにいる大人が自殺の危険性に気付くことで予防につながります。以下の自殺の危険因子を数多く認める児童生徒には潜在的に自殺の危険が高いと考える必要があります。

1) 自殺未遂

- ・ 明らかな自殺未遂〈高いところから飛び降りる等〉
- ・ 不可解な事故〈薬を少し余分に服用等〉
- ・ 自傷行為(リストカット等)

死に直結しない自傷行為であっても、適切なケアを受けないと長期的には自殺によって生命を失う危険が高まります。

2) 心の病

- ・ うつ病(眠れない、食欲がない、無気力等)
- ・ 統合失調症〈変な声が聞こえる、監視されていると思ひ込む等〉
- ・ パーソナリティ障害〈過剰な自己愛、過剰な潔癖等〉
- ・ 薬物乱用

・摂食障害（過食、拒食等）

心の病の発症が疑われる場合には、専門家の助言を求めたり、医療機関につないだりすることが大切です。

3) 安心感のもてない家庭環境

自殺の危険の背後に虐待、親の養育態度の歪み、兄弟姉妹間の葛藤といった安心感のもてない家庭環境を認めることがあります。虐待はもちろんですが、仲が悪く緊張感のある家庭では、成長過程で十分な愛情を受けることができなくなります。

また、過保護・過干渉の場合は、愛情が歪んだ形で児童生徒に伝わることもあり、家庭に居場所を見つけられなくなります。そのような児童生徒が困難に直面した時、自殺の危険が高まることもあるのです。

4) 独特の性格傾向

自殺の危険が高まりやすい性格として次のようなものが挙げられます。

未熟・依存的：周りの人に甘え、頼ることで安心感を得ることが多く、物事を判断する際なかなか自分で決めることができない児童生徒です。見捨てられ体験から抑うつや自己破壊傾向に陥ってしまうこともあります。

衝動的：普段はおとなしいタイプでも感情が高まった時、突然予想もしない行動をしてしまう児童生徒です。どのような状況で衝動的になるのかという情報を得て、共有しておくことも、周囲の大人が関わるうえで大切です。

極端な完全癖：「白か黒か」といった極端な二者択一的な考えにとらわれて、中間の部分を受け入れることができない児童生徒です。小さな失敗も取り返しのつかない大失敗ととらえ、自分を全否定してひどく落ちこむことがあります。

抑うつの：日頃気持ちの浮き沈みが大きく、自分をダメだとマイナス思考にとられる児童生徒がいます。自分への否定的な気持ちが高まった時に自殺の危険が高まります。

反社会的：非行が問題となっている児童生徒の中に抑うつ傾向や自己破壊傾向が隠されている場合があります。同じような悩みを持った仲間の関係が絶たれた時に元々あった自己破壊傾向が急激に高まりかねないのです。

5) 喪失体験

離別、死別（とくに自殺）、失恋、病気、けが、急激な学力低下、予想外の失敗など、自分にとってかけがえのない大切な人や物や価値を失うことです。大人からは些細なものにしか見えない悩みや失敗に苦しんでいる場合でも、軽く扱ったり、安易に励ましたりするのではなく、児童生徒の立場になって考えることが大切です。

6) 孤立感

大人は自分の家庭以外にも、自分自身の親や兄弟姉妹、職場の人間関係、学生時代の友人、趣味の仲間など生活圏が多岐にわたっていますが、児童生徒の場合は、人間関係が家庭と学校を中心とした限られたものになっています。そのなかで問題が起きると、大人とは比べものにならないストレスが児童生徒を襲います。とくに思春期には、友だちの存在が大きな意味を持っています。仲間からのいじめや無視によって孤立感を深めることは、大人が考える以上に大きなダメージとなって、心の悩みを引き起こします。時には、そのような不安を隠そうとしていつも以上に元気そうにふるまう場合もみられます。

7) 安全や健康を守れない傾向

自殺はある日突然、何の前触れもなく起こると考えられがちですが、それに先立って自分の安全や健康を守れないような事態がしばしば生じています。それまで特に問題のなかった児童生徒が事故や怪我を繰り返すようなことがあれば、無意識的な自己破壊の可能性もあるので、注意を払う必要があります。

(3) 自殺直前のサイン

複数の危険因子がある児童生徒で、潜在的に自殺の危険が高いと考えられる児童生徒に何らかの行動の変化を確認した場合は、全てが直前のサインと考える必要があります。

児童生徒が「死にたい」と死について語ったり、自殺の方法について語ったりする様子が見られた場合は注意が必要です。なお、小学校低学年までは、言葉ではうまく表現できないことも多いので態度に現われる微妙なサインを注意深く取り上げる必要があります。

- ・ これまでに関心のあった事柄に対して興味を失う。
- ・ 注意が集中できなくなる。
- ・ いつもなら楽々できるような課題が達成できない。
- ・ 成績が急に落ちる。
- ・ 不安やイライラが増し、落ち着きがなくなる。
- ・ 投げやりな態度が目立つ。
- ・ 身だしなみを気にしなくなる。
- ・ 健康や自己管理がおろそかになる。
- ・ 不眠、食欲不振、体重減少などのさまざまな身体の不調を訴える。
- ・ 自分より年下の子供や動物を虐待する。
- ・ 学校に通わなくなる。
- ・ 友人との交際をやめて、引きこもりがちになる。
- ・ 家出や放浪をする。

- ・乱れた性行動に及ぶ。
- ・過度に危険な行為に及ぶ、実際に大怪我をする。
- ・自殺にとらわれ、自殺についての文章を書いたり、絵を描いたりする。

（４）対応の原則 ～自殺の危険が高まった子供への対応～

自殺の危険に対応するには、児童生徒の変化の背景にある意味の一つ一つを丁寧に理解しようとするのが大切です。死にたいと訴えられたり、自傷行為をしていたりすることがわかったら、決して軽視しないことです。信頼感のない人間関係では、児童生徒は心のSOSを出すことができません。日頃から信頼関係が成り立っていることが大切です。

また、自殺の危険の高い児童生徒を察知したということは、教員自身の危機を受けとめるアンテナが敏感であると同時に、児童生徒の中に「あの先生なら助けてくれる」という思いがあるからこそだと考えることができます。

児童生徒から「死にたい」と訴えられたり、自殺の危険の高まった児童生徒に出会ったとき、教員自身が不安になり、その気持ちを否定したくなって「大丈夫、頑張れば元気になる」等と安易に励ましたり、「死ぬなんて馬鹿なことを考えるな」等と叱ったりしてはせっかく開きはじめた心が閉ざされてしまいます。自殺の危険が高まった児童生徒への対応においては、次のような**TALKの原則**が求められます。

Tell : **言葉に出して** 心配していることを伝える

例) 「死にたいくらい辛いことがあるんだね。とてもあなたのことが心配だ」

「話してくれてありがとう」

Ask : 「死にたい」という気持ちについて、**率直に尋ねる**

例) 「どんなときに死にたいと思うの？」

Listen : 絶望的な**気持ちを傾聴**する

死を思うほどの深刻な問題を抱えた児童生徒に対しては、児童生徒の考えや行動を良し悪しで判断するのではなく、そうならざるを得なかった、それしか思いつかなかった状況を理解しようとする必要があります。そうすることで、信頼関係も強まります。徹底的に聴き役にまわるならば、自殺について話すことは危険ではなく、予防の第一歩になります。これまでに家族や友だちと信頼関係を持てなかったという経験があるために、助けを求めたいのに救いの手を避けようとしたり拒否したりと矛盾した態度や感情を表す児童生徒もいます。不信感が根底にあることが多いので、そういった言動に一喜一憂しないようにすることも大切です。

Keep safe : **安全を確保**する

危険と判断したら、まず一人にしないで寄り添い、他からも適切な援助を求めるようにします。

1) 「死にたい」という気持ちをもっている児童生徒に対してとってはいけない態度

- ・話題をそらす。
- ・批判的な態度をとったり、説得したりする。
(もっと苦しんでいる人もいる、など。)
- ・状況を無視して、世間の常識を押し付ける。
- ・すぐに何らかのアドバイスをしようとする。
- ・安易に励ましたり、何も問題はないと言ったりする。
(些細な問題だととらえる。)
- ・相手の話をしばしばさえぎる。
- ・ひどく驚いたり、感情的になったりする。
- ・忙しいと伝える。
- ・過度に保護的になる。また、干渉的になったり、あいまいな意見を言ったりする。
- ・狼狽したり、パニックになったりする。
- ・「自殺してみろ」などと挑発する。
- ・誤った保証を与える。
- ・秘密にすると約束する。
- ・その人を一人にしてしまう。・質問攻めにする。

2) 黙り込んでしまう児童生徒への対応

- ・一緒にその沈黙の時間を過ごしてあげる。
- ・辛くて言葉にもできないという状態をしばらく受け止め本人が自分の気持ちを話すようになるまで待つ。
- ・沈黙のあとにゆっくりと、「その辛さを誰もわかってくれなかったんだね。」と沈黙の意味を言語化する。

(5) 対応の留意点 ～自殺の危険が高まった児童生徒への対応の留意点～

1) ひとりで抱え込まない

自殺の危険の高い児童生徒を一人で抱え込まないことが大切です。死にたいと訴えたりリストカットを繰り返したりするような児童生徒に教員がいくら関わっても、よい方向に向かず指導に行き詰って自信を失ったり、逆に周囲の無理解に怒ったり、反発したくなったりすることも少なくありません。そうした自分や周囲への否定的な心理を組織的に対応することによって肯定的な方向へと転換することが可能になります。

組織的な対応は、多くの視点から児童生徒を見ることで児童生徒に対する理解を深めるとともに、共通理解を得ることで教員自身の不安感の軽減にもつな

がります。自殺問題は「本人と関係を持ちやすい人がケアをするのが原則」と言われていますが、学校現場では担任を前面に立てながら、誰が中心になってケアするかを決めることも大切です。自殺の危機のように専門家も一人で抱えることができないほど重く困難な問題の場合はそれぞれの教員の役割を明確にし、「危機対応委員会」で組織的に対応することによりきめ細かい継続的な援助が可能になります。

2) 急に児童生徒との関係を切らない

自殺の危険の高い児童生徒に親身に関わっていると、昼夜問わず関わりを求めてくることも少なくありません。そのような時には継続して関わる方法を考えることが大切です。初めは昼夜問わず関わっていたが、疲れてしまって急にその児童生徒との関係を切ってしまうといったことにならないようにしなければなりません。児童生徒は見捨てられたように感じてしまうことがあります。

3) 「秘密にしてほしい」という児童生徒への対応

児童生徒が「死にたい」と訴え、手首の傷あと等から自殺の危険の高いことを知ったとしても、本人が「他の人には言わないで」と言うことがあります。この場合、児童生徒が恐れているのは自分の秘密が知られることより、それを知った際の周りの反応です。児童生徒は、大人の過剰な反応にも、無視するような態度にも、どちらにも深く傷つきます。

例えば、児童生徒に保護者に話をする大切さを丁寧に説明したり、児童生徒同席で保護者に、過剰な反応や無視するような態度をとらずに児童生徒の心の内を理解してほしいと伝えたりすると児童生徒は安心します。学校では守秘義務の原則のもと、どのように校内で連携できるか、共通理解を図ることができかが重要です。

4) 手首自傷（リストカット）への対応

リストカットなどの自傷行為は、次に起こるかもしれない自殺の危険を示すサインであるということを肝に銘じて、あわてず、しかし真剣に対応していくことが大切です。

医療機関などの関係機関につなげることは大切ですが、はじめは抵抗を示す場合も少なくありません。児童生徒と話をする際に、「その時はどうして切ったの？」等原因を問うのではなく、本人の苦しい気持ちを認めるような姿勢で関わるのが大切です。関係機関と連携がとれた後も、情報を共有し、継続して関わる必要があります。

① 自傷行為の目的

自傷行為や自殺未遂歴は、自殺の最も重要な危険因子とされています。

一般的に自傷行為は「こころの痛み」への対処として、ある一定の期間、不快感や緊張感を軽減させるために行われます。自傷行為の目的は、様々なものが重なりあっていると考えられ、本人に聞いても、目的をはっきりと説明できない場合が多いです。

ア 苦しみの軽減

- ・不安や絶望、怒りなどの強い感情や虚しさ、生きている感覚がもてないなどの「空っぽな気持ち（空虚感）」から逃れるため
- ・辛い感情を痛みによって断ち切ったり、紛らわせたりするため
→体に痛みを生じさせることで、こころの痛みを意識しないようにする。

イ 自己感覚や自己コントロールの回復

- ・自傷行為による痛みによって「自分が自分である」という感覚や「自分の人生をコントロールしているのは自分だ」という感覚を取り戻すため

ウ SOSのサイン

- ・周囲からの援助を求めるため

※「一時的なもので、無視していればやめる」（自傷行為を自然にやめる）ということはありません。深刻なSOSととらえます。

エ 生きていることの確認

- ・痛みを感じたり流れる血を見たりすると、不快な感情が絶たれ、「自分が生きている」という感覚が実感できるため

オ 他者への働きかけ

- ・周囲の人々に罪悪感を感じさせたり、態度の変更を迫ったりするため

② 児童生徒に自傷行為があった場合の学校での対応

ア 身体や傷のケアをきちんとすること

自傷行為をするということは、児童生徒が「自分の身体を傷つけても構わない」と考えたり、自分のことを大切に思えなかったりする状態です。養護教諭等が「きちんと身体や傷のケアをすることは、本人のことを大切に思っていること」を伝えます。その際心をケアするように丁寧に傷の処置をします。命に関わる危険性がある場合は救急車を呼んだり、外科的な処置が必要な場合には医療機関へ受診したりすることが必要です。

イ 本人の話をよく聴くこと

周囲の叱責や無関心は自傷行為をエスカレートさせる可能性があるので注意します。

まずは、自傷行為を見つれたり、児童生徒から打ち明けられたりした人が、落ち着いて冷静に話を聴きます。責めたり叱ったりするのではなく「あ

なたのことを心配している」「あなたが自分を傷つけることはとても悲しい」等、自分の気持ちを言葉にして伝えます。質問攻めにするのではなく、本人が自分のペースで話ができるようゆっくり話を聴きます。

ウ 背景の問題に目を向けること

自傷行為には本人なりの理由があります。自傷行為を「やめる」「やめさせる」ことだけを目指にしても解決には至りません。自傷行為をせざるを得ない本人の辛さや苦しさに目を向けてじっくり話を聴きます。

エ 保護者と連携して支援すること

児童生徒が自傷行為をした場合には保護者に伝える必要があります。本人が「言わないでほしい」と言う場合には「あなたのことが心配で力になりたいと思っている。そのためにも、保護者にあなたが困っていることを知ってもらい、みんなで協力して考えていきたい」等と保護者に話す必要があることを説明します。その際、本人がどうして言ってほしくないのか、どんなことを心配しているのかを聞いてみると、解決策が見つかることもあります。

また、児童生徒の自傷行為について聞かされると、保護者が動揺し冷静な対応ができない場合もあります。児童生徒に落ち着いて関わっていただくためにも、まずは保護者の不安や悲しみ等を落ち着いて丁寧に聴きます。保護者にも児童生徒と話をする留意点を伝え、学校と保護者が一緒に協力して対応できるような支援体制を整えます。

オ 必要な支援につなげること

まずは、自傷行為を見つけたり、児童生徒から打ち明けられたりした人が話を聴きますが、その後、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、すこやか相談員につなげます。また、早期の段階で専門医（神経科・精神科・心療内科）の医療機関につなげるのが大切ですが、その後も、学校の中では継続的な関わりを続け、本人の様子を見守っていくことが必要です。

3 児童生徒の生命と心を守る校内体制

(1) 児童生徒のSOSに気づく校内体制

1) 相談しやすい雰囲気づくり

児童生徒のSOSに気づくためには相談しやすい学校の雰囲気づくりは欠かせません。保健室や相談室を、どの児童生徒も気軽に来室できる場所にする必要があります。そのためには、全児童生徒を対象に心の健康に関する教育やSOSの出し方に関する教育を指導する際、担任が養護教諭やスクールソーシャルワーカー、さわやか相談員等と連携する等相談できる担当者を児童生徒が知る機会をつくるのが大切です。

また、教育相談週間を設けて児童生徒が話しやすい雰囲気をつくったり、アンケートを実施して児童生徒や保護者の率直な声が届いたりすることも有効な方法です。

2) 言葉にならない声への気づき

児童生徒の心の変化や危機に、児童生徒とのちょっとしたやりとりや教職員との何気ない会話を通して気づくことは少なくありません。表面に現れた行動の背後にある心の動きを敏感にとらえ、学年会や教育相談部会などで情報共有をすることが大切です。

3) 多面的な視点を生かした児童生徒理解

児童生徒の救いを求める声に気付き手を差し伸べることができるのは、教員やスクールカウンセラーばかりではありません。学習支援員や教育支援員、学校図書館司書、事務職員等の学校職員であることもあります。多面的な視点から児童生徒を理解し、きめ細かい対応を行うために「学校の全教職員で児童生徒を教育する」という認識を全教職員が常に持って情報を共有できる体制をつくるのが大切です。

(2) 児童生徒の生命と心を守る教育相談体制

1) 教職員等の役割分担の明確化

児童生徒の生命と心を守る視点から、校務分掌における教職員一人一人の役割を明確にしておく必要があります。

お互いの役割や立場を認め合い、補い合うなかで連携を進めていくことが、組織を機能させる重要な要因です。

教職員等の役割 (例)

管理職 (校長・教頭)	〈学校のリーダーとしての適切な指示と全体の把握〉 a 人的配置も含めた自殺予防など危機対応システムの統括 b 児童生徒や教職員の心の健康状態の全体像の把握
----------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> c 専門機関等との連絡・協力体制の統括 d 教育委員会、近隣の学校との連携 e マスコミ・保護者対応
学級担任	<p>〈主として学級における児童生徒の実態把握と信頼関係に基づく関わり〉</p> <ul style="list-style-type: none"> a 児童生徒の心身の健康状態の観察、行動観察による自殺の危険の察知 b 危機予防の視点も含めた日常における教育相談的関わり c 保護者との連携、情報の交換
生徒指導主任 生徒指導担当	<p>〈いじめ・不登校・自殺未遂等に対する予防と対応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> a 生徒指導方針の立案、生徒指導計画の策定・推進 b 自殺未遂も含めた児童生徒の行動等、生徒指導に関する情報提供 c 問題を抱えた子供に関する情報や資料の集約
教育相談主任 教育相談担当	<p>〈教育相談活動を円滑に進める校内体制の確立〉</p> <ul style="list-style-type: none"> a 現状と以前への対応の把握、教育相談体制の確立、関係機関との連携 b 自殺予防の校内体制推進における連絡・調整（コーディネーター） c メンタルヘルスや自殺も含めた心の危機についての理解の促進 d 養護教諭と連携した児童生徒を対象とする心の健康教育・SOSの出し方に関する教育の企画検討
保健主事 養護教諭	<p>〈健康・保健に関する専門的立場からの対応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> a 保健室・養護教諭の特性をいかした健康相談・保健指導 b 児童生徒の行動観察と相談活動における分析資料の提供 c 心身の健康に関する調査の企画と実施 d 自殺予防も含むメンタルヘルスを考えた健康教育の実施
スクールカウンセラー	<p>〈子供へのカウンセリングと教職員へのコンサルテーション〉</p> <ul style="list-style-type: none"> a 自殺の危険が高いなど心の危機にある児童生徒へのカウンセリング b 問題事象の理解や対応方法についての教職員や保護者に対する助言 c 教職員のメンタルヘルスの促進 d 連携すべき専門機関についての情報提供
学校医	<p>〈医療に関する専門的立場からの対応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> a 健康診断結果をもとにした児童生徒の心身の状況に対する全体的把握 b 心身の不調を訴える児童生徒理解についての助言や情報提供 c 自殺予防も含む心の健康相談 d 養護教諭と連携した健康教育活動への関わり

2) 児童生徒の危機に気づく教育相談体制の充実

校内の教育相談体制を充実させ、迅速に情報共有し対応できる組織を構築します。

- ・毎日、児童生徒の様子で気になることを学年で情報交換し、学年主任や担任がその日のうちに必要なことを管理職に報告します。
- ・毎週1回、学級の気になる児童生徒の欠席状況・学習や生活の様子について、担任がシートに入力し、その資料をもとに管理職が参加する教育相談部会を開催します。
- ・毎月1回は、管理職・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・すこやか相談員等が参加する教育相談部会（生徒指導委員会等）を開催し、状況確認と具体的な対応策を協議します。
- ・毎月1回、児童生徒の悩みや心配なことについてアンケートを実施し、その結果を迅速に学年で情報共有し対応します。アンケート等で悩みを表現できない児童生徒がいることを前提に全教職員で子供の変化に気づき、情報共有する意識を高めます。
- ・相談室・保健室を児童生徒が相談したいときに来室し相談できるルールをつくります。
- ・気になる児童生徒には、あらゆる場で声を掛け、機会を捉えて二者面談や三者面談を実施します。

4 危機対応のための校内体制

～自殺の危険が高まった場合、及び自殺未遂への対応～

(1) 校内における「危機対応委員会」

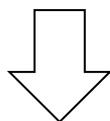
自殺の危機に備え、管理職・生徒指導主任・教育相談主任・学年主任・保健主事・養護教諭・担任・スクーカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・すこやか相談員等で「危機対応委員会」を組織し、情報共有・役割分担・方針決定等を検討します。

(2) 危機対応の流れ

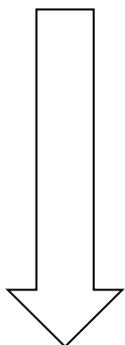
自殺の危機への対応の流れは以下のとおりです。検討した対応の方針や役割分担を踏まえ緊密に「報告・連絡・相談」を行うことを心がけます。憶測や希望的観測を慎み、情報収集し、必要な対応を先送りせずに迅速な対応を組織的に進めることが大切です。

【危機対応の流れ】

- ・誰かが自殺の危険に気づく（例：遺書を残して行方不明、深刻な自傷行為、保護者から自殺の危険の連絡 など）
- ・自殺未遂が起きる



- ・校長への報告
- ・当該児童生徒の担任、学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭への連絡
- ・負傷している場合は119番通報
- ・保護者への連絡 ・校長から教育委員会への第一報（状況報告）

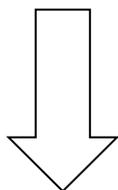


- ・多方面から情報を集める。
- ・事実と推測、判断を区別する。
- ・状況をまとめ、以後の対応経過を記録する。

危機対応委員会の開催 <P39～P42ページ 6資料(1)・(2)の活用>

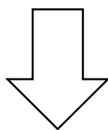
<メンバー:管理職・生徒指導主任・教育相談主任・学年主任・保健主事・養護教諭・担任・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・さわやか相談員等>

- ① 緊急ケース会議の実施:上記メンバー+問題の発見者や部活動顧問
(当該児童生徒の状況把握、自殺の危険性についての協議、影響を受ける可能性のある児童生徒のリストアップなど)
- ②保護者との連携(情報共有と相談)
- ③外部への対応の一本化
- ④具体的対応策の決定
(関係教職員の役割確認、「誰が、何を、いつ」するのかを決める、警察との連携、必要に応じ学校医や医療機関との連携、該当児童生徒・保護者への配慮など)

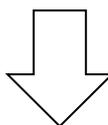


- ・ 今後どんな問題が起こりうるかを考える。
- ・ 不測の事態を想定した対応方針を用意する。
- ・ 状況をまとめ、以後の対応経過を記録する。

- ・ 臨時職員会議：教職員間での情報と理解の共有
- ・ 教育委員会への連絡（必要に応じ支援を要請）



対応の経過の確認と評価（場合によっては、対応方針と対応策の見直し）



- ・ 活動終了までの記録の整理
- ・ 臨時職員会議：教職員間での全体経過についての確認
- ・ 教育委員会への報告

5 校外における連携

(1) 学 校

日々、児童生徒と接している教員が、児童生徒の自殺の危険に最初に気づくことが度々あります。そこで、校内での情報共有を図り、さらに、家庭や医療機関・社会福祉機関・町の関係課といった校外の関係機関等と連携して対応します。

学級担任や部活動顧問、養護教諭、さわやか相談員等の情報をもとにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含む校内の関係者が組織的に情報共有するとともに、校外の関係機関とも情報共有し、どのように関わったらよいか等の助言を得て児童生徒への援助や指導に役立てます。事前に研修等で関係者が相互に顔見知りの関係になることも大切です。これは自殺の危険が高まっている児童生徒だけでなく、他の児童生徒の様々な問題に対応するときに情報を得ることにも役立ちます。

日常、児童生徒は、家庭や様々な関係機関からの支援を受けながら学校生活を送っているということを忘れず、学校は家庭・地域・関係機関と連携し、学校の役割を果たしていきます。

(2) 家 庭

教員が児童生徒の自殺の危険に気づいて、家族に連絡をした場合、家族が協力して対応を考えてくれるならば、予防に向けて大きな一歩を踏み出したこととなります。

しかし、時には「大げさに考えすぎだ」「子供の言っていることに振り回されている」「家族のプライバシーに踏み込まないでほしい」等、拒否的な態度を取る家族もいます。このような場合であっても粘り強く働きかけます。家族もさまざまな問題を抱えていて、そのことが児童生徒の問題の原因になっていたり、児童生徒の発している救いを求める叫びを受けとめるだけの余裕がなくなっていたりする場合もあるからです。

守るべきは児童生徒自身です。学校が家族と協力して児童生徒を守るという姿勢を伝え続けていきます。児童生徒の言動の変化に敏感に気づき、教員が働きかけた結果、児童生徒ばかりでなく家族までが助けられた例もあります。

(3) 医療・福祉・警察等の関係機関

深刻な自殺願望を訴えたり、自傷行為をしたりする場合には、児童生徒を専門の医療機関等の関係機関につないで、診断や治療が受けられるようにする必要があります。

保護者に説明する際には、教員の他にもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがつなぐ役割を担うこともあります。

また、自殺未遂に及んだ児童生徒が入院治療を終えて学校に登校する時は、事前に家族の同意を得て、児童生徒の現状や支援する方策、留意点等について担当医に助言を求めます。

保護者には、専門家に相談することに抵抗がある場合も少なくありません。助言を受け入れてくれるように話をする人や話す機会等を工夫します。また、「試しに専門家の知恵を借りてみるのもよいと思いますが」「つらい時は、お医者さんの力を借りるのもよいのではないのでしょうか」等の勧め方が役立つことがあります。

背景に虐待が考えられる場合は、児童相談所やこども支援課に通告したり、相談したりすることが重要です。

また、学校内で心配な事案が起きることが考えられる場合は、あらかじめ警察と情報共有し、助言を求めておきます。関係機関との連携については、それぞれの立場でできることをお互いに理解し、協力関係をもつことが大切です。

(4) 地域の人々

児童生徒は地域の人々からいろいろな形で支えられています。地域の人々と連携する機会や場を工夫し、様々な支援を受けて、多くの人で児童生徒を見守るようにすることでさらに望ましいものとなります。学校は、登下校や学習支援、学校行事、環境美化などを通じて、コミュニティスクールや学校応援団、スクールガード、地域の人々と日常的に連携を図るとともに、連携を意識しながら児童生徒の指導や教育活動を推進していくことが大切です。

6 資料

(1) 対応チェックシート

【概要】

年 組 氏名



--

チェック項目	初回実施日
本人との面談を行う	
「死にたい」等の話題やリストカット等の自傷行為について、直接本人の気持ちを確認する	
ケース会議を実施する	
S C等からのスーパーバイズを受ける	
保護者に本人の状況を伝える	
登下校の安全確保の手段を講じる	
夜間・土・日・祝日の安全確保の手段を講じる	
学校の見守り体制による見守りをする	
医療機関と連携する	
他機関と連携する	

【対応経過】

日時	誰が	誰に（誰と）	アプローチ内容、本人・保護者の訴えや反応等
/			
/			
/			
/			
/			
/			

(2) ケース会議シート

年 月 日 () : ~ :

年 組 氏名



出席者

教職員との関わりの中で見られた児童生徒の様子	
児童生徒の健康面や性格面で把握していること	
児童生徒の学習面や進路面で把握していること	
児童生徒の家族関係で把握していること	
児童生徒の友人関係や学校外の生活で把握していること	
その他気になること	

- 【支援】
- 本人の気持ちに寄り添い、報われる経験を重ねることができるよう支援する
 - 誰が、いつ、どのような手立てで 等・・・具体的に
 - 医療機関や他機関にも相談している場合は、対応や支援の方向性について、情報の共有化を図る。

① 短期目標（危機的状況に対する支援）

② 中・長期目標（危機的状況に対する支援）